

東大和市印鑑条例の一部を改正する条例

東大和市印鑑条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「多機能端末機」を「多機能端末機等」に改め、同条第1項中「同じ。）」の次に「又は利用者操作用端末機（東大和市の電子計算組織と電気通信回線により接続された東大和市が設置する端末機で、暗証番号その他必要な事項を入力することにより証明書等の交付を請求する機能を有するものをいう。）」を加え、同条第2項中「による」の次に「多機能端末機による」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前条の規定にかかわらず、市長は、第1項の規定による利用者操作用端末機による請求に際し、当該請求が適正であることを確認したときは、印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。